

県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 18 年 5 月 23 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県規則第 111 号

県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和 43 年岩手県規則第 83 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(休業補償を行わない場合)</p> <p>第 7 条の 2 条例第 8 条ただし書に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1) 懲役、禁錮若しくは拘留の刑の執行のため若しくは死刑の言渡しを受けて監獄（少年法（昭和23年法律第168号）第56条第3項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。）に拘置されている場合、労役場留置の言渡しを受けて労役場に留置されている場合又は法廷等の秩序維持に関する法律（昭和27年法律第286号）第2条の規定による監置の裁判の執行のため監置場に留置されている場合</p> <p>(2) [略]</p>	<p>(休業補償を行わない場合)</p> <p>第 7 条の 2 条例第 8 条ただし書に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1) 懲役、禁錮若しくは拘留の刑の執行のため若しくは死刑の言渡しを受けて刑事施設（少年法（昭和23年法律第168号）第56条第3項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。）に拘置されている場合、労役場留置の言渡しを受けて労役場に留置されている場合又は法廷等の秩序維持に関する法律（昭和27年法律第286号）第2条の規定による監置の裁判の執行のため監置場に留置されている場合</p> <p>(2) [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、平成 18 年 5 月 24 日から施行する。